

## ○神栖市文化芸術振興奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の文化芸術活動を振興し、地域文化の向上及び発展を図るため、文化芸術分野において関東規模以上の大会、コンクール、展覧会等（以下「大会等」という。）に出場し、又は優秀な成績を収めた個人等に対し、神栖市文化芸術振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、当該奨励金については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象の分野)

第2条 奨励金の交付対象は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術の分野とする。

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象は、市内に住所を有する者若しくは市内に勤務し、又は通学する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地区予選を経て大会等に出場し、又は県等の推薦により大会等に出場する者
- (2) 地区予選を経ずに大会等に出場した場合において、優秀な成績を収めた者

2 前項の規定にかかわらず、神栖市学校教育振興補助金交付要項（昭和62年神栖町教育委員会告示第3号）の規定により補助金の交付を受ける者及び他自治体から同様の趣旨による奨励金、補助金等の交付を受ける者は、交付対象としない。

(対象大会等)

第4条 奨励金の対象となる大会等は、国際大会、全国大会又は関東大会のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、親睦又は交流を主な目的とするものは除く。

- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催若しくは後援する大会等
- (2) 新聞社等が主催又は共催若しくは後援する大会等
- (3) 公益法人その他これに類する団体等（政治団体及び宗教団体を除く。）が主催する大会等
- (4) その他神栖市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたもの

(交付額)

第5条 奨励金の交付額は、交付対象者1人につき次の表のとおりとする。ただし、同一の大会等において個人種目及び団体種目に出場するときは、重複してこれを支給しない。

大会等の区分	交付額
国際大会	50,000円
全国大会	10,000円

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会等が終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日（これらの日が休日（神栖市の休日を定める条例（平成元年神栖町条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日とする。）のいずれか早い日までに神栖市文化芸術振興奨励金交付申請書（様式第1号）及び神栖市文化芸術大会等出場結果報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、教育長が認めた場合においては大会等の出場前においても前項の申請をすることができる。この場合において、神栖市文化芸術大会等出場結果報告書（様式第2号）は、大会等の終了後速やかに提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 教育長は、前条の申請があった場合は、奨励金の交付の可否を決定し、神栖市文化芸術振興奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(返還)

第8条 教育長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を返還させることができる。

- (1) 奨励金の交付申請に関し、虚偽又は不正があったとき。
- (2) 大会等の出場を辞退し、又は棄権したとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に出場する大会等について適用する。